

関税込率法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

別表第十九号中「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十九条の規定による

内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新関税法第百一条第五項の規定による届出があつた区域とみなす。